

池田町除雪オペレーター育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、冬期間における道路交通の安全を確保するため、町道の除雪業務に従事するために必要となる除雪オペレーターの資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、町費補助金交付規則（平成10年池田町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、町道の除雪業務に従事することが見込まれる者であって、次のいずれかに該当する者

(1) 町内に本社を有する事業者には雇用され、又は雇用されることが見込まれる者

(2) 町内の自治会又は道路愛護団体に属する者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費であって町長が適当と認めるものとする。ただし、第1号の経費のみの場合を除く。

(1) 第一種運転免許のうち大型特殊自動車免許（農耕車限定免許及びカタピラ限定免許を除く。）の取得に要する経費

(2) 車両系建設機械運転技能講習の受講に要する経費

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付条件等)

第5条 申請者の年齢は申請時点で満65歳以下とし、補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度の翌年度から起算して5年以上の間、町道の除雪業務に従事しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定に該当しないことが明らかになったときは、速やかに町長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があったときは、町長は、やむを得ない事情があると認める場合を除き、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、池田町除雪オペレーター育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、池田町除雪オペレーター育成支援事業実績報告書（様式第3号）に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（完了検査）

第8条 町長は、池田町除雪オペレーター育成支援事業実績報告書（様式第3号）を受理したときは、その完了検査を行うものとする。

（補助金の交付）

第9条 町長は、完了検査終了後、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に補助金確定通知書（様式第4号）を通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときは、直ちに補助金交付精算払請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。